

青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率と監督指導結果の状況

青森労働局賃金室

I 青森県最低賃金額、未満率及び影響率の推移

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
改正前最低賃金額(円)	665	679	695	716	738	762	790	793	822	853
未満率(%)	1.7	2.1	1.3	0.7	0.7	1.3	2.3	1.9	1.6	2.5
改正後最低賃金額(円)	679	695	716	738	762	790	793	822	853	898
影響率(%)	11.4	10.4	15.8	13.1	21.6	14.2	11.5	21.6	25.3	24.7
引上額(円)	14	16	21	22	24	28	3	29	31	45
引上率(%)	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28

資料出所：青森労働局「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。

II 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
監督実施事業場数	251	252	320	261	259	226	198	210	225	211
最低賃金法第4条違反事業場数	30	24	35	26	46	33	19	17	18	22
違反率(%)	11.95	9.52	10.94	9.96	17.76	14.60	9.60	8.10	8.00	10.43

(注) 令和5年度の数値は、令和6年3月8日時点のもの。